

対談

税理士とともに 日本の未来を考える

成年後見制度を支える税理士会の全国ネットワーク

エッセイスト

安藤和津さん

日本税理士会連合会 会長

池田隼啓氏

高齢化による認知症増加を原因に、何らかの保護を必要とする人が来年500万人にのぼるといわれる。「成年後見制度」は、認知症になった人だけでなく、将来自分になる可能性を見越し、元気うちに財産管理等に備えられる制度だ。母親の介護を経験した安藤和津さんが、制度の必要性と税理士の関わりについて日本税理士会連合会・池田隼啓会長に話を聞いた。



(あんどこうかつ) 東京生まれ。認知症、脳腫瘍を患った母親を家族と共に在宅介護。その介護経験をモチーフに、長女・安藤桃子が原作・監督・脚本を手がけ、次女・安藤サクラが主演する映画「0.5ミリ」が11月から公開。



(いけだ・としひろ) 1938年大阪府生まれ。関西学院大学大学院法学研究科修了。64年税理士登録。95年日本税理士会連合会常務理事、97年専務理事、2003年副会長兼規制改革対策室長を経て、07年7月会長就任、現職。



池田 認知症の方が亡くなられた場合は残された家族が大変ですよ。

安藤 いろんな手続きをしようにも、必要なものを全て捜し出すところから始めなくてはいいけなくて。その労力と時間、ストレスは非常に大きいものでした。ですから「成年後見制度」を知ったとき、当時この制度を活用できていたらどれだけ助かったらと思うました。

帳や権利書などについて母に聞いても認知症が進んでいて分からないんです。そのまま亡くなったので途方に暮れてしまっ

池田 税理士は税金に関する専門家として公正な立場から納税義務の適正な実現を使命としています。日本企業の99.7%(2012年2月時点)は中小企業ですが、その87%は

安藤 10年以上でした。母はずっと家族の先頭に立って一家を支えてきた人だったので、ハツと気がついていたら人としての機能を日に日に失っていく状態になっていて……。介護には家族も協力してくれましたが、真夜中に起こされたり、下の世話など「私がしなくては」と必要以上に頑張ってしまう部分もあり、一時は私自身にドクターストップがかかるくらいに追い詰められました。気力、体力の消耗に加えて、さらに不安だったのが財産関係のこと。銀行の通

池田 成年後見制度は、認知症など判断能力が十分でない方々を「本人の身上監護」「財産管理の達成」を目的に支援する制度です。大きく2種類があり、すでに判断能力が不十分な人を支援するのが「法定後見制度」。一方、本人の判断能力が健全なうちに将来に備え、自らの意思で準備できるのが「任意後見制度」です。

介護の疲れに追い打ち
被介護者の財産管理

税理士ならではの
「成年後見制度」支援

安藤 自分はもろもろ家族のために利用したい制度ですね。専門家、しかも第三者が後見人なら相続問題などもスムーズにいきそうです。

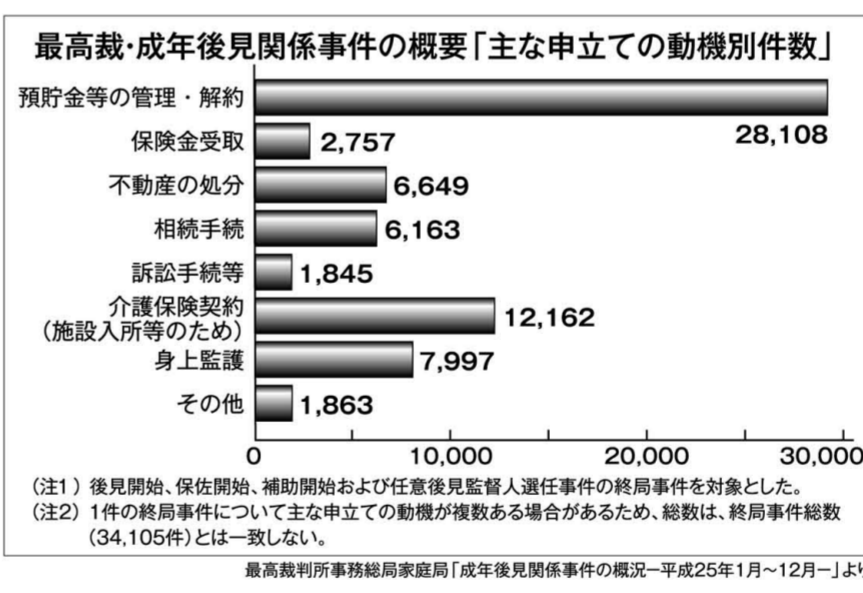
池田 実際、家族以外の第三者が法定後見人になるケースが増えています。税理士は企業に限らず、個人資産の相続、贈与、財産管理等のアドバイスも行っていますし、同制度への取り組みは私たちにできる社会貢献の一つだと考えているのです。

池田 報酬額はケースごとに異なります。全国15の税理士会では、同制度に関する初歩的な相談からサポートまで行う「税理士会成年後見支援センター」を設置しています。本年11月1日(土)は全国一斉に無料相談会も行います。

安藤 正直なところ「自分が認知症になるかも」なんて考えたことはないですが、成年後見制度を自分の問題として真剣に考えてみたいと思います。

池田 自分が認知症になった場合に備えて税理士さんに後見人をお願いできるんですね。弁護士や司法書士の方とはどんな点が違うのですか？

税理士関与であり、税理士は経営改善のあらゆる相談に乗っている、いわば中小企業のホームドクターのような存在です。一方で我々は相続、贈与、財産管理の専門家でもあります。普段から経営や財務状況を把握する税理士が後見人になることで、万一のときも本人の意思に沿いながら的確なサポートを行えると考えています。



池田 そうですか(笑い)。報酬額はケースごとに異なります。全国15の税理士会では、同制度に関する初歩的な相談からサポートまで行う「税理士会成年後見支援センター」を設置しています。本年11月1日(土)は全国一斉に無料相談会も行います。

安藤 正直なところ「自分が認知症になるかも」なんて考えたことはないですが、成年後見制度を自分の問題として真剣に考えてみたいと思います。

企画・制作 II 日本経済新聞社 クロスメディア営業局 広告

11月1日(土) 全国一斉 成年後見・相続税・贈与税 無料相談会開催!

日本税理士会連合会は、全国15税理士会に成年後見支援センターが設置されたことを機に、11月1日(土)に全国一斉の無料相談を開催します。

各地の相談会場は右記記載の各税理士会成年後見支援センターにお問い合わせください。日税連ホームページからもご確認いただけます。

※個別具体的なご相談につきましては、対応できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ 全国の成年後見支援センター

- 北海道税理士会 (北海道) TEL: 011-621-7738
- 東北税理士会 (宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県) TEL: 050-3533-6777
- 千葉県税理士会 (千葉県) TEL: 043-242-6323
- 東京税理士会 (東京都) TEL: 03-3356-4421
- 東京地方税理士会 (神奈川県、山梨県) TEL: 045-315-2070
- 東海税理士会 (愛知県、静岡県、三重県) TEL: 052-581-7474
- 名古屋税理士会 (愛知県、岐阜県) TEL: 052-752-5130
- 四国税理士会 (香川県、愛媛県、徳島県、高知県) TEL: 087-823-3733
- 近畿税理士会 (大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県) TEL: 06-6941-2922
- 関東信越税理士会 (埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県) TEL: 048-643-1661(代) 048-671-3500
- 北陸税理士会 (石川県、福井県、富山県) TEL: 076-223-1841
- 中国税理士会 (広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県) TEL: 082-249-6229
- 九州北部税理士会 (福岡県、佐賀県、長崎県) TEL: 092-433-2366
- 南九州税理士会 (熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県) TEL: 096-372-1151
- 沖縄税理士会 (沖縄県) TEL: 098-859-6225(代)